おきなわ子育て応援パスポート協賛規約

沖縄県(以下「県」という。)は、妊婦または 18 歳未満の子どものいる子育て世帯に対し、協賛を得た県内の店舗等において、商品やサービスの提供時の優待等の様々な支援を受けることができる、「おきなわ子育て応援パスポート」を配布し、社会全体で子育て世帯を支援する機運の構築を図る「子育て支援パスポート事業(以下「事業」という。)」を実施しております。

本事業への協賛を希望される店舗等の皆様には、こうした本事業の趣旨をご理解頂くとともに、この規約に記載する内容をご確認頂き、同意の上、協賛の申込をして頂きますようお願い致します。

(目的)

第1条 このおきなわ子育て応援パスポート協賛規約(以下「規約」という。)は、本事業への協賛を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とするものです。

(定義)

- 第2条 本規約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 利用者 沖縄県に在住している、妊婦または 18 歳未満の子どものいる子育て世帯を構成 する者のうち、別途定める利用規約に同意した者をいいます。
 - (2) 協賛店舗等 本事業への協賛の登録を行い、利用者に独自に設定する子育て支援サービスを提供する店舗又は施設をいいます。
 - (3) 子育て支援サービス 協賛店舗等が独自に設定するサービスをいい、次のとおり区分します。
 - ア お得なサービス (商品の割引、景品やおまけの提供等)
 - イ やさしいサービス (ミルクのお湯の提供、手荷物の預かり等)
 - ウ べんりな設備(授乳スペース、子ども用トイレ等)
 - ※イ及びウに含まれる未就学児を対象としたサービスをフレンドリーメニューと呼びます。
 - (4) おきなわ子育て応援パスポート 県が利用者の証として配布するもので、協賛店舗等に 提示することにより、子育て支援サービスを受けることができるものをいいます。
 - (5) 認定証 認定ステッカー等、本事業の協賛店舗等であることを表示するために、県が交付するものをいいます。
 - (6) おきなわ子育て応援パスポートサイト 協賛店舗等が子育て世帯に提供するサービス内 容を情報発信することを主な目的として県が運営するホームページをいいます。

(協賛登録の対象店舗等)

- 第3条 協賛店舗等は、沖縄県内に所在する施設に限ります。ただし、次の各号のいずれかに 該当する場合は、本事業の協賛店舗等として登録することができません。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条

に該当するもの又はこれに類するもの

- (2) 沖縄県青少年保護育成条例(昭和 47 年 5 月 15 日条例第 11 号)に規定する青少年の立 入禁止の場所として指定するもの
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの
- (4) 暴力団が関連するもの、その他反社会的勢力の関連するもの
- (5) その他、本事業の趣旨にそぐわないと認めるもの

(協賛店舗等の登録の手続き)

- 第4条 本事業への協賛店舗等としての登録を希望する店舗等は、協賛登録申込書(様式1) により県に申し込みを行い、県と協議することとします。
- 2 県は、店舗等が、第1項に定める申込みを行った時点で、県と店舗等との権利義務関係について定める本規約の内容に同意したものとみなします。
- 3 県は、協賛登録後に、協賛店舗等へ認定ステッカー等を交付します。

(子育て支援サービスの提供)

- 第5条 協賛店舗等は、利用者がおきなわ子育て応援パスポートを提示することにより、協賛 登録した内容による子育て支援サービスを提供することとします。
- 2 協賛店舗等は、おきなわ子育て応援パスポート以外の方法を併用して利用者であることを 確認したり、利用条件を設けることができます。
- 3 実施に関し必要な費用は、協賛店舗等が負担するものとします。

(協賛店舗等の責務)

- 第6条 協賛店舗等は、次の各号に定める事項を遵守し、協賛登録内容について一切の責任を 負うものとします。
 - (1) 本規約の内容を遵守すること。
 - (2) 認定ステッカーの複製や他人に譲渡・貸与するなどの行為をしてはならないこと。
 - (3) その他、協賛を行うことに関し、県、利用者等に損害等を及ぼす行為等、不適当な行為をしてはならないこと。

(登録事項の変更)

第7条 協賛店舗等は、子育て支援サービスの内容など協賛登録申込書の記載事項について変更しようとするときは、協賛登録事項変更届(様式2)を県に提出するものとします。

(登録の廃止)

第8条 子育て支援サービスを廃止しようとするときは、協賛登録廃止届(様式3)を県に提出するものとします。

(協賛店舗等の登録の取消し)

- 第9条 県は、次の各号に該当する場合には、協賛店舗等としての登録取り消し及びおきなわ 子育て応援パスポートサイトに掲載中の情報の削除を行うことができるものとします。
 - (1) 協賛規約に違反した場合
 - (2) その他、協賛店舗等の協賛実施状況が本事業の趣旨にそぐわないと県知事が判断した場合

(個人情報の保護)

第 10 条 県は、協賛店舗情報等、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、沖縄県個人情報保護条例(平成 17 年 3 月 31 日条例第 2 号)に基づき、適正に取扱うこととします。

(事業の停止)

第 11 条 県は、協賛店舗等に事前に通知することなく、本事業を停止する場合があり、協賛店舗等は予めその旨を承諾したものとします。

(免責事項)

第 12 条 県は、協賛店舗等と利用者との間の実際の取引等には一切関与しないものとし、本 事業に関連して協賛店舗等に何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県はこれを 賠償又は補償する責任を一切負わないものとします。

(規約の追加・変更)

第13条 県は、協賛店舗等からの同意を得ることなく、本規約を追加・変更する場合があります。協賛店舗等は予めその旨を承諾したものとします。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。